

亜細亜友之会外語学院

細則－学納金返金規定

1, 選考料

入学を希望し所定の手続きに則り選考を受けた者には、選考料を返金しない。

2, 入学金

① 査証が交付された場合

在留資格認定書が交付され、在外公館で査証を取得後に入学を辞退した者に対して、在外公館において査証取消事実の確認及び本校より発行された入学許可書の返却並びに入学辞退書類に経費支弁者を含めた署名押印書類の提出を確認後、本人の病気による（診断書提出必須）事由に限り、入学金を返金する。この場合の金融機関送金手数料等々は、全て受取人の負担とする。

② 査証不交付の場合

在外公館において査証申請が不交付になった者に対しては、入学金は返金しない。

3, 学納金

① 日本入国前

日本入国以前に入学を辞退した者に対しては、在外公館で査証を取得後は査証取消事実の確認及び本校より発行された入学許可書の返却並びに入学辞退書類に経費支弁者を含めた署名押印書類の提出を確認後、学納金を返金する。この場合の金融機関送金手数料等々は、全て受取人の負担とする。

② 遅延入学

入学者の事情により入学が遅れた場合、学納金における授業料の返金はしない。

また、自然災害・入国規制による遅延入学の場合、その状況に対応すべく検討するものとする。

③ 入学課程修了前の中途退学

【返金対象となる中途退学事由】

病気・怪我・経済的理由その他本人に責めのないやむを得ない事由により、継続就学が困難となった場合は、以下の要件に該当し、校長が特に認めたときに限り、所定の手続を経て返金を行う。

- 以下のいずれかに該当する客観的かつ重大な理由があること：

ア) 医師により通学・学習の継続が困難であると判断される継続的・長期的な疾病または負傷がある場合（日本の病院発行診断書及び治療計画書の提出を必須とする）

イ) 経費支弁者の死亡により、留学継続に必要な経済的支援の維持が不可能となり、帰国を余儀なくされる場合（死亡証明書および支弁関係を証する書類の提出を必須とする）

【返金額と条件】

中途退学の申し出が上記要件を満たし、かつ以下の条件を満たす場合に限り、既納授業料の一部を返金する。

1. 学納金適用期間（最大1年）のうち、6か月以上を残して退学（帰国）する場合

⇒ 校長が返金を認めた場合に限り、6か月分の授業料相当額を上限として返金する。

2. 6か月未満を残して退学（帰国）する場合

⇒ 校長が返金を認めた場合に限り、未履修期間相当の授業料を月単位（日割り不可）で算出し、最大で5か月分までを上限として返金する。

3. 以下の費用は返金対象外とする：

- ・入学金
- ・施設費

- ・教材費
- ・分割手数料その他授業料以外の納付金全般

4. 返金について、中途退学者が帰国した旨の届出を受けた日から2週間以内に、中途退学者の定める振込先に振込を実施する。

④ 入学課程修了前の進学における移籍者

- ア 4月期、7月期に入学した者で、入学次年度秋入学進学移籍が決定した場合、既納された学納金授業料の6か月分を返金する。この場合、本校離脱届並びに移籍届提出並びに移籍先学生証提示確認を返金条件とする。
- イ 1月期に入学した者で、秋入学進学移籍が決定した場合、既納された学納金授業料に限り3か月分を返金する。この場合、本校離脱届並びに移籍届提出並びに移籍先学生証提示確認を返金条件とする。
- ウ 4月期、10月期に入学した者で、入学年度終了時に進学移籍が決定した場合、既納された学納金授業料の6か月分を返金する。この場合、本校離脱届並びに移籍届提出並びに移籍先学生証提示確認を返金条件とする。

⑤ 返金事務手数料の徴収

返金を行う際には、返金処理に要する事務手続・対応経費に基づき、返金事務手数料として22,000円(税込)を徴収する。当該手数料は、契約解除に係る費用として、特定商取引法第49条及び同施行規則第48条に基づき算出された合理的範囲内の金額とする。また、返金額から当該手数料を控除して精算するものとし、銀行振込手数料については別途受取人(返金申請者)の負担とする。

⑥ 在留資格変更による中途退学

在留資格「留学」から他の在留資格へ変更した場合においても、入学課程の日本語学習は終了まで可能であるため、返金の対象とはならない。

⑦ 在留期間更新の不許可

入学課程在学中における在留期間更新申請において、更新不許可になった場合、既納された学納金は一切返金しない。

⑧ その他

転校、資格外活動違反及び不法就労、日本国法律違反等々による在留期間の失効による退学及び除籍処分になった者、また日本国より退去強制令書を発行された者に関しては、学納金返金規定の対象にならず、一切の返金はしない。

4. 免責事項

自然災害、事故、感染症、交通機関のトラブル等々、やむを得ない事情により授業を中止、休講する場合は免責とし、その分の授業料返金を行わない。

2026年4月1日施行